

令和7年度「出会い・結婚相談事業」企画募集要領

1 募集の趣旨

本県における少子化対策の一環として、「かごしま出会いサポートセンター」（以下「センター」という。）を運営し、センターに導入した会員制の登録管理システム（以下「マッチングシステム」という。）により、結婚を希望する独身男女に対して、出会いのきっかけづくりをサポートするとともに、マナーセミナーによる機運醸成を図ることで、総合的な結婚支援施策を推進する。

2 応募資格

次の(1)から(7)の全ての要件を満たす団体とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 暴力団等を構成員に含まない。また、暴力団等と取引がないこと
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (4) 県内に事務を行う場所を有している団体であること
- (5) 過去5年間において、本業務と同種又は類似の業務実績を有すること
- (6) 県内全域を対象とした事業実施が可能な団体であること
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を公平・中立の立場から円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること

3 委託者

鹿児島県

4 委託方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、企画提案方式による随意契約とします。

5 委託費

34,066千円（上限額。消費税10%含む。）

※本件は、当該事業に係る鹿児島県令和7年度当初予算が議決となり、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じる。

※委託契約額の上限額は、今後、県予算の状況により変更することがある。

6 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

7 仕様書等配布資料

- (1) 企画募集要領
- (2) 仕様書
- (3) 個人情報取扱特記事項
- (4) 質問票
- (5) 評価基準

8 スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 実施公告 | 令和7年2月26日(水) |
| (2) 質問書受付期限 | 令和7年3月7日(金) |
| (3) 参加申込・企画提案書等提出期限 | 令和7年3月17日(月) |
| (4) 業者決定・審査結果通知 | 令和7年3月19日(水) |

9 企画提案競技について

(1) 企画提案競技に係る質問

本企画提案競技について質問がある場合は、企画提案競技に関する質問票(別紙1)を令和7年3月7日(金)午後5時までに下記【提出先・お問合せ先】宛にFAX又は電子メールで提出すること。

回答は、質問者に対して電子メールで回答するとともに、鹿児島県のホームページに掲載します。

質問受付期間以外は、質問は一切受け付けません。

(2) 「企画提案書」の提出

- ① 提案は、1者1案とする。
- ② 下記の内容を記載し、A4とし、様式は任意とする。
- ③ 記載項目は、次のとおりとする。

ア 企画提案競技参加者の概要

- (ア) 法人等の名称、代表者名及び所在地
- (イ) 担当者職氏名及び者連絡先(電話、ファクシミリ、電子メール)
- (ウ) 法人等の概要(法人等の業務内容等)
- (エ) 業務実施に当たるスタッフ体制
- (オ) 業務実施に当たっての優位性及び特色(過去の類似事業実績等)

イ 提案内容

別紙仕様書にあるすべての業務について企画・提案の内容を記載すること。加えて、センターの運営強化に資する施策等について、以下の観点を踏まえて提案すること。

- (ア) 1対1のお見合い事業の活性化
- (イ) 婚活・交流イベントの開催
- (ウ) 個別マナーセミナーの開催
- (エ) 市町村相談窓口の実施
- (オ) マッチングサポーターの活動活性化
- (カ) かごしま出会い応援団の拡充
- (キ) 会員の交際・結婚に向けた資質向上の取組
- (ク) センターの認知度と魅力向上の取組
- (ケ) 結婚支援コンシェルジュの配置

ウ 見積書

- (ア) 見積書の様式は任意だが、積算内容を明記すること。見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
- (イ) 宛名は「鹿児島県知事 塩田 康一」とし、業務名は「令和7年度出会い・結婚相談事業実施業務」とすること。
- (ウ) 会費を徴収し、自主的にイベントを実施する場合は、(ア)の見積書へ会費の収入額と、そのイベントの内容及び支出額の内訳を記載すること。

④ 提出部数

6部（A4版）、見積書1部

⑤ 提出期限・提出先・提出方法

ア 提出期限

令和7年3月17日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出先

下記【提出先・お問合せ先】参照

ウ 提出方法

持参又は郵送（送付にあたっては、書類郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても令和7年3月17日（月）午後5時必着とする。）

(3) 企画提案競技の実施

提出された企画提案書のみで審査を行い、プレゼンテーション等はいりません。

提出された企画提案書に基づき、鹿児島県が設置する選定委員会において、最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合があります。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行います。

なお、企画提案者が1事業者のみであった場合も、選定委員会で協議の上、契約締結候補者としての決定を行います。

また、審査結果は、令和7年3月下旬までに、企画提案書を提出した事業者へ通知します。

10 その他留意事項

- (1) 提案に係る経費は、提案者で負担してください。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しません。なお、提出された書類については、本事業以外の目的では、使用しません。

【提出先・お問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども政策課子ども政策推進係

電 話：099-286-2800

FAX：099-286-5503

メール：ks-suishin@pref.kagoshima.lg.jp